

辻井重男セキュリティ論文賞運営規程

2015.09.24 制定

(本規程の目的)

1. 本規程の目的は、「辻井重男セキュリティ論文賞」(以下「辻井賞」と記す。)の運営体制を定め、賞の認知度を高め、賞の円滑な運営を確実にすることにある。

(辻井賞の経緯)

2. 日本セキュリティ・マネジメント学会と情報セキュリティ大学院大学とが共同して、情報セキュリティ総合科学の発展に多大な貢献をして大きな足跡を残してこられた辻井重男先生から「将来の情報セキュリティ人材育成の為に」との熱い想いと共にいただいた寄付を原資に、2008年から「辻井重男セキュリティ学生論文賞」を運営してきた。

これをさらに発展させ、情報セキュリティに関連する研究や実践を主目的とする関連の団体が共同で、学生のみならず若手の研究者やセキュリティ実務に携わるエンジニア等の実務家の論文も対象とする新たな辻井賞として運営することとした。

2015年8月末現在で、辻井先生からの寄付の残高が日本セキュリティ・マネジメント学会に80万円あり、当面はこれを原資として賞の運営にあたる。

(辻井賞の枠組み)

3. 募集論文は、「情報セキュリティに関わること」を条件とし、関連するキーワード群を募集ごとに示して応募者が選択する方式をとる。毎年10月頃に募集要項を発表し、年明けの1月中旬を応募期限とする。応募条件は、「未発表の論文、もしくは募集開始の日から過去3年以内に発表した論文で辻井賞に未応募のもの」とする。当面は学術研究論文を対象とする。応募資格は、論文執筆時点(応募時点が現実的)で40歳未満とする。学生、研究者、実務家(学生、研究者以外を意味する)の3区分を設け、どの区分かを自己申告で受け付ける。
4. 賞の構成は、大賞(賞金10万円)1本、特別賞(賞金2万円)3本、優秀賞(表彰状のみ)2本程度を基本とする。特別賞は、①審査基準の項目ごと、②応募者の区分ごと、③次点、3位、等から選ぶ、などの考え方があり、応募論文の状況により決定する。また、特定団体からの追加寄付等により、例えば「〇〇賞(5万円)」などのように特別賞を追加することができる。
5. 辻井賞を受賞した論文は、日本セキュリティ・マネジメント学会の学会誌に掲載することを原則とするが、未発表論文の場合の受賞論文の取り扱い(著作権等)や投稿中および既発表論文の場合の掲載方法などは、執筆者の要望等も考慮することを含め、運営委員会で詳細を詰めて募集要項に掲載する。
6. 表彰は、2月下旬に開催する「JSSM セキュリティ公開討論会」において行い、関連団体のホームページ等に掲載する。

(辻井賞の運営体制)

7. 辻井賞は、以下の構成団体が共同で運営する。
 - (1) 日本セキュリティ・マネジメント学会
 - (2) 情報セキュリティ大学院大学

(3) 情報処理学会コンピュータセキュリティ研究会 (CSEC)

(4) 日本ネットワークセキュリティ協会 (JNSA)

各構成団体は、2名程度の代表を委員として選出し、それらの委員を持って辻井賞運営委員会を構成する。辻井賞運営委員会の委員長は日本セキュリティ・マネジメント学会の会長が務める。各構成団体は、募集の周知や委員の派遣などを通じて辻井賞の運営責任を分担する。

また、辻井賞の趣旨に賛同し、その運営に協力をする団体を辻井賞協力団体とし、種々の面において各団体の状況に応じて協力をいただく。以下の組織を辻井賞協力団体とする。

(1) 電子情報通信学会情報セキュリティ研究会 (ISEC)

(2) 情報処理学会セキュリティ心理学とトラスト (SPT) 研究会

(辻井賞運営委員会の役割)

8. 辻井賞運営委員会は、以下の役割を担う。

(1) 辻井賞の表彰対象を具体的に定め、募集要項にまとめる。

(2) 構成団体に募集要項を周知し、応募の促進を図る。

(3) 応募状況を把握しつつ、辻井賞の周知に必要なアクションをとる。

(4) 審査委員長を指名して、各団体の代表からなる辻井賞審査委員会を設置し、論文審査を求める。

(5) 辻井賞審査委員会の結論を審議のうえ、表彰対象を最終決定する。

(辻井賞協力団体の協力)

9. 辻井賞協力団体は、辻井賞運営委員会の運営に次のような点で協力をすることができる。

(1) 団体構成員等に募集要項を周知し、応募の促進を図る。

(2) 運営委員会にオブザーバーとして参加する

(3) 審査委員会に審査委員を派遣する

(辻井賞審査委員会)

10. 審査委員会は、辻井賞運営委員会によって指名される委員長、および各構成団体からの3名程度の委員、合計15名程度で構成する。応募論文数が多い場合には、審査委員長は、必要に応じて追加の審査員候補を各構成団体からノミネートし、運営委員会に報告することで審査委員を増員できる。

論文審査は以下による。

(1) 審査の公平性の確保

- 論文審査の公平を期すため、審査対象論文に何らかのかかわりを持つ委員は、当該論文の評価には加わることができない。

(2) 審査手順

- 論文審査は、各委員が個別に行う1次審査と、その結果を受けて最終選考を行う2次審査とに分けて行う。
- 1次審査では、各委員に審査対象論文を割り振る。この際、一つの論文に、5人程度の審査員が評価するように論文の割り振りを行う。各委員は担当論文が自分の専門分野に近いかどうかをConfidenceとして判断のうえ、個別に審査し評価項目ごとに評価点をつける。
- 2次審査は会議形式で行い、1次審査のConfidenceを加味しつつ評価の高い論文を中心に検討して各賞の受賞論文候補を決定し運営委員会に報告する。

- ・ 1次審査、2次審査とも、当該論文に何らかのかかわりを持つ委員は、当該論文の評価ならびに審査の投票には加わることができないものとする。

(3) 評価項目と評価基準

- ・ 1次審査における Confidence、評価項目と評価基準は以下のとおりとする。
 - －Confidence : 3=自分の専門分野、 2=自分の専門分野の周辺、 1=自分の専門分野に遠い
 - －新規性：新たな分野の研究であるか、新たな主張があるか
 - －有用性：発展に寄与するものであるか、有用性が主張されているか、現状を的確に把握し、本論文の位置づけ、目的、必要性が明示されているか
 - －信頼性：論文の構成が論理的か、論旨が適切に展開されているか、仮説の検証が十分なされているか、検証不十分なところはないか、先行研究や参考文献などで論拠が示されているか
 - －総合評価：以上の項目別評価を総合し辻井賞の主旨との整合性も含め総合評価
- ・ 上記の評価項目について、3を中立に、1を劣っている、5を優れているとする5段階評価を行う。

(4) 評価要領

- ・ 各審査項目の評価は相対評価とし、各審査員は担当した論文の平均値が3となることを目安として評価する。ただし、個別の論文の評価は、できるだけ3の評価は避けて、5か4、あるいは2か1と、評価を明確にするように努める。

(5) 査読依頼

- ・ 審査委員は、担当論文の1次審査にあたって、専門家に意見照会を行い、評価の案を得てもいい。ただし、評価の値は審査委員の責任で定めるものとする。

(改廃等)

1 1. その他

当規程は、辻井賞の新方式検討会に各団体を代表して参加した検討会委員が作成し、構成団体により承認されたものである。この後は、辻井賞運営委員会が当規程の改廃にあたる。

付則 本規程は、2015年9月24日から施行する。

以上